

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(38) 都道府県名(愛媛県)

保険者番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	松山市	77,693	9,291	○	2,609	103	0	94	62	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
2	今治市	29,920	5,628	○	197	8	0	3	6	滞納世帯数は 20.6.1	○	○	○				○	○
3	宇和島市	18,010	2,582	○	227	7	1	7	1		○	○	○	○	○	○	○	
4	八幡浜市	7,669	936	○	63	2	1	1	1	20.6.1	○	○	○				○	○
5	新居浜市	18,114	2,229	○	172	11	0	9	9		○						○	○
6	西条市	17,899	1,636	○	46	2	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○
7	大洲市	8,708	1,384	○	175	0	0	0	0		○							
9	四国中央市	13,412	1,172	○	448	44	22	27	22	20.8.31	○	○	○					○
10	伊予市	6,193	730	○	7	0	0	0	0		○							
27	上島町	2,360	61	○	9	0	0	0	0	20.8.31	○	○					○	○
33	東温市	4,826	1,306	○	65	9	2	3	5									○
36	久万高原町	2,157	157	○	0						○		○					
41	松前町	4,615	518	○	0					20.8.31								
42	砥部町	3,453	317	○	0					20.8.31	○	○	○				○	○
47	内子町	3,300	278	○	0													
52	伊方町	2,463	226	○	47	2	1	1	3		○	○	○				○	○
57	西予市	8,601	736	○	43	2	0	1	1	20.8.31	○	○	○				○	
62	鬼北町	2,347	356	○	6	3	1	4	2	20.8.31	○	○	○				○	
63	松野町	903	71	○	1	0	0	0	0	20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	○
69	愛南町	5,727	427	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		238,370	30,041	20	4115	193	28	151	113		17	13	13	4	5	12	13	5

滞納者と接触を図るための具体的な取組	税務課・納税課・高齢者福祉課・建築住宅課・水道局などの担当課と連携し情報の共有を図っている(宇和島市、久万高原町、松野町、愛南町、伊方町、今治市、大洲市、四国中央市、砥部町、上島町、松前町) 短期証の発行により、定期的接触を図る。また、訪問を行う。(西予市、松前町)、資格証明書対象者に対し一斉催告を行うと共に弁明書を送付し弁明の機会を与える。(西条市)
子供のいる世帯に対する特別な取組	電話・訪問等で滞納世帯の状況を把握している。子供のいる世帯に対しては、医療機関で受診する時や保険証が必要なときは、連絡してもらうよう指導している。(実情を把握し、緊急を要する場合は短期証を交付している。)(宇和島市) 福祉部門、保健師等と連携し情報の共有を図る。(西予市)電話催告を行い、納税相談に来るよう指導。(西条市)電話・訪問等による状況の把握(愛南町)義務教育が終了するまでの子どものいる世帯は、資格証の交付を配慮している。(大洲市)
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	税務課・納税課と協議をして、特別の事情を判断している(宇和島市、久万高原町、大洲市) 特別事情の届出書が提出された時点で訪問調査を行う(四国中央市)

資格証明書の発行に関する調査 (平成20年9月15日現在)

都道府県番号(39) 都道府県名(高 知 県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	高知市	52,980	11,163	○	529	30	8	22	18	H20.8.31	○		○					○
2	室戸市	3,842	469	○	139	6	2	4	5		○							
3	安芸市	4,285	494	○	235	16	9	10	7	H20.9.15	○	○					○	
4	南国市	7,783	887	○	132	5	1	4	3		○	○	○					
5	土佐市	5,298	750	○	327	30	20	27	11	H20.9.5	○	○	○	○	○	○	○	
6	須崎市	4,909	595	○	87	7	3	7	2		○	○	○	○	○	○	○	
7	四万十市	6,895	1,125	○	356	34	16	21	15		○	○	○	○	○	○	○	○
8	土佐清水市	3,897	478	○	163	16	7	19	5		○	○	○					
9	宿毛市	4,903	659	○	379	41	16	25	22		○							○
10	東洋町	1,676	162	○	5					H20.8.31	○		○					○
11	奈半利町	762	71	○	9					H20.9.15	○	○	○					
12	田野町	601	39	○	0						○	○	○		○	○	○	
13	安田町	702	28	○	0						○		○				○	
14	北川村	306	7	○	3	1	1	2			○	○	○			○	○	
15	馬路村	197	4	○	0						○					○	○	
16	芸西村	870	83	○	0						○	○	○			○		
17	香美市	5,358	478	○	360	26	13	19	8		○							
22	香南市	5,780	591	○	56	4		2	3		○							
26	大川村	86	1	○	1					H20.4.1	○		○					○
27	土佐町	823	130	○	33	1		0	1	H20.8.31	○	○	○			○	○	○
30	本山町	754	38	○	12						○	○	○			○	○	
31	大豊町	1,088	55	○	17						○					○	○	
32	いの町	4,349	231	○	141	16	4	10	10	H20.8.31	○							
36	仁淀川町	1,429	86	○	6						○	○	○			○	○	
37	佐川町	2,490	209	○	102	5		5	3		○							
38	越知町	1,261	43	○	43	3	4	3	0	H20.9.1	○							○
39	中土佐町	1,585	172	○	44	2			2		○	○				○		
40	四万十町	4,196	318	○	136	6	3	8	2		○		○					
41	日高村	977	118	○	22						○	○	○			○	○	
42	津野町	1,266	63	○	45	22	16	8	9	H20.9.1	○	○	○	○	○	○	○	
46	橋原町	795	68	○	8						○	○	○			○	○	
48	黒潮町	2,789	206	○	99	9	3	6	6		○	○	○			○	○	
50	大月町	1,458	245	○	56	4	2	1	3		○	○	○			○	○	
53	三原村	397	21	○	8					H20.8.31		○	○					
都道府県合計		136,787	20,087	34	3553	284	128	203	135		33	20	23	4	5	18	18	5

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<p>既に資格証になっている人でも、国保推進員が年1回以上訪問して接触を図っている。(高知市)</p> <p>税務課と連携をとり、滞納者、未納者等の情報の共有をはかる。(安芸市)</p> <p>滞納者については定期的に呼び出し状況把握を行うとともに、税務課と連携し情報の共有を図る。(南国市)</p> <p>税務課収納班においては、文書、電話催告また、訪問(夜間、休日含む)徴収等にて接触を図っている。</p> <p>滞納者世帯には、特別療養費、出産一時金等の支給において、口座振込とせず出納室での現金給付扱いとし、来庁時に税務課に連絡を取り納付相談を行っている。(土佐市)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有を図る。(四万十市)</p> <p>税務課収納係と連携し、情報の共有を図る。(土佐清水市)</p> <p>資格証・短期証を交付し、納税相談の機会を多く設けている(宿毛市)</p> <p>短期証を1ヵ月単位で交付し滞納者との接触を多く図る。(東洋町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(北川村)</p> <p>年に2回、文書で滞納について周知し、納税するよう催告すると共に、特別な事情がある場合には、弁明書等を提出してもらうよう弁明書を同封する。収納管理課と情報を共有しながら連携を図る。(香美市)</p> <p>過年度分の滞納整理・徴収を行うための収納課と密接に連携を図り、収納状況の確認・把握一納付相談などの情報の共有を図っている。(香南市)</p> <p>税務課の債権徴収担当職員により水道、福祉等他の担当課と情報の共有を図り取り組んでいる。(土佐町)</p> <p>全職員を対象とした滞納整理本部を設置し、12月、5月に時間外の電話催告、訪問等を実施し、現状把握等に努める。</p> <p>滞納者に対し納付相談を実施している。郵送で通知文書を送付している。(本山町)</p> <p>資格証明書を発行する以前に文書にて催告を行う。税担当課と連携し、情報の共有を図る。(いの町)</p> <p>税の担当課と連携し情報の共有を図る。(佐川町)</p> <p>税・福祉・住宅・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(越知町)</p> <p>各種税・水道料金・公営住宅など公共料金の各担当課が連携し、情報の共有を図っている。(中土佐町)</p> <p>収納担当課と連携し情報の共有を図る(四万十町)</p> <p>文書・電話催告・訪問等の実施(日高村)</p> <p>税務係と連絡を取りながら滞納状況を把握する。(梶原町)</p> <p>税・水道などの担当係と連携し情報の共有を図る。(黒潮町)</p> <p>文書催告に何の反応のない滞納者に対し、電話催告、訪問等による納税相談は必ず行う。(大月町)</p> <p>役場職員各課連携で滞納整理の中で実施(三原村)</p>
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(高知市)</p> <p>特別な取り組みはないが、乳幼児、母子医療担当部署と連絡を密にし、納付指導する。(南国市)</p> <p>申し出により、緊急に受診が必要と判断した場合、子どものみ短期証交付している。併せて税務課と納付相談を行うよう指導している。ただし、その他の世帯員は、資格証のままである。また、短期証の有効期間は、1ヶ月程度で病状(治療内容)にて延長もある。(土佐市)</p> <p>義務教育期間中は、申請があれば短期証を交付している(宿毛市)</p> <p>本人に面会し事情を把握する。(北川村)</p> <p>母子・父子などの一人親世帯、就学前の乳幼児等 については、過年度分の国保税の滞納がある場合においても正規証を交付するようにしている。(香南市)</p> <p>個別に面会し、納付相談を行い、分納計画等を作成し、納付、保険証の発行(短期証)に努める。(本山町)</p> <p>乳幼児については1年証を交付する(四万十町)</p> <p>税務係・医療保険係だけでなく、支援センター内でその世帯の状況を把握し、必要な場合は保健師などの係りと連携を取るようになっている。(梶原町)</p> <p>子どもの健康状態を把握する。納税相談をおこない、短期被保険者証を活用する。(黒潮町)</p>

<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>資格証明書の交付前には「特別の事情に係る届出書」を送付し、「特別の事情」の届出を求める。(高知市)</p> <p>本人に話を聞き、レセプト等で受診歴等を確認し、命にかかわる病名、症状であれば短期証を発行。(安芸市)</p> <p>届出書の提出があれば、税務課収納班と協議し、特別の事情内容精査し判断している。(土佐市)</p> <p>特に、世帯主又はその者と生活を一緒にする親族が病気にかかり、又は負傷した場合の届出については、事情を聴取後、医師の診断書などの提出を求め、判断を行うようにしている。(香南市)</p> <p>個別に面会し、納付相談を行う事により、特別な事情があるか判断できるように努める。(本山町)</p> <p>本人からの申し出があった場合、担当課において協議の上判断している。(佐川町)</p> <p>生活保護担当者・社会福祉協議会などから意見や実態の把握も行ったうえで判定する。(中土佐町)</p> <p>届出書により実情を把握し対応する(四万十町)</p> <p>税務係・医療保険係だけでなく、町長まで決裁を取り、役場全体の考え方で判定している。(構原町)</p> <p>税・水道などの担当係と連携し情報の共有を図る。(黒潮町)</p>
-----------------------------	---

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

043	宮若市	4,778	613	○	206	17	11	16	8	9月12日	○								
045	桂川町	2,260	300	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
055	筑前町	4,007	669	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
057	東峰村	441	16	○	4	0	0	0	0	9月15日	○								
059	前原市	9,890	2,353	○	220	18	10	10	11	9月18日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
060	二丈町	2,120	175	○	28	3	0	1	3	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
081	志摩町	2,861	257	○	49	1	0	0	1	9月15日	○	○					○		
062	うきは市	5,173	890	○	8	1	1	3	0	8月31日	○	○	○				○	○	
066	大刀洗町	2,027	169	○	25	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
068	大木町	1,804	235	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
070	黒木町	2,293	129	○	1	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
072	立花町	1,932	152	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
073	広川町	2,861	220	○	67	3	1	0	4	9月1日	○	○					○		○
074	矢部村	335	12	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
075	墨野村	586	9	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
076	みやま市	6,544	825	○	100	8	4	7	2	6月1日	○	○	○				○	○	○
081	香春町	2,188	219	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
082	添田町	2,108	512	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
083	福智町	3,974	1,435	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
084	糸田町	1,730	412	○	0	0	0	0	0	9月15日	○	○	○				○	○	○
085	川崎町	3,488	595	○	0	0	0	0	0	9月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○
088	大任町	987	219	○	0	0	0	0	0	9月1日	○	○	○				○	○	○
089	赤村	611	79	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
090	苅田町	4,942	814	○	259	23	20	13	12	8月31日	○								○
091	みやこ町	3,557	226	○	220	22	11	15	14	8月31日	○	○	○			○			○
094	養上町	3,432	540	○	88	1	0	2	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
095	吉富町	1,056	61	○	2	0	0	0	0	9月15日	○						○	○	○
097	上毛町	1,261	68	○	0	0	0	0	0	8月31日	○	○	○				○	○	○
都道府県合計		769,034	120,587	66	22,918	1,328	504	948	647		56	51	46	12	16	52	49	34	

滞納者と接触を図るための具体的な取組	(例)税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(○○市) 別紙のとおり
子供のいる世帯に対する特別な取組	(例)必ず訪問を行い、実情を把握する。(△△町) 別紙のとおり
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	(例)第三者委員会を設置し、判定を行う。(□□市) 別紙のとおり

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

<p>滞納者と接触を図るための具体的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預貯金を差し押さえた場合、即換価するのではなく、2週間の猶予を置き、納税相談に来るように指導している。(直方市) ・資格証の対象となる世帯に対して、時間外電話催告や年2回の催告状発送等を行った後、新年度保険証発送前に納税相談の通知を送付するなど、資格証回避の機会を与えている。(嘉麻市) ・被保険者更新前の納税相談実施(3日間終日)、2ヵ月毎の窓口での納税相談実施通知、税と連携し情報の共有を図る。(八女市) ・税務課と連携し情報の共有を図る。(筑後市) ・夜間(17:00~20:00)窓口を第2第4木曜日に開設し、納税相談、夜間徴収を実施している。(行橋市) ・国の定めに応じて、滞納者に対しては納期限から1年を経過する前に、各世帯に毎月、納付相談等の通知文書を郵送している。毎年12月、2月に未納者に対して、翌年度保険証更新時に短期保険証や資格証明交付の取扱となる説明及び納税を促す通知文を郵送している。国民健康保険税を完納していない世帯には必ず短期保険証を交付(資格証明交付は除く)する事とし、1ヶ月ごとの更新を基本として滞納者との接触を図る。(豊前市) ・収納関連他課との連携(宇美町) ・滞納世帯を必ず訪問し、実態調査をする。(志免町) ・税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(久山町) ・税務課徴収担当と連携し情報の共有を図る。(粕屋町) ・市税課税、収納、介護、福祉などの担当課と連携し情報の共有を図る。(宗像市) ・市役所窓口(市民課・税務課)に来訪があった場合、積極的に健康相談や納税相談を行う。(福津市) ・他課と連携し、徴収ノウハウや情報の共有を図る。(芦屋町) ・福祉・水道・住宅などの担当課と連携し情報の共有を図る。(水巻町) ・短期証の発行時に接触を図る。(岡垣町) ・税務課(徴収職員)が訪問徴収を行う時に同行して、国保制度の内容を説明し納税のお願いをしている。(1年に3回程度)(遠賀町) ・税務班との情報の共有を図る。(鞍手町) ・水道、建設、福祉の担当課と情報の共有化を図っている。(桂川町) ・短期証の発行(米庁を促し、納税相談の場を設けた上で納付誓約を行った後に発行)、滞納処分(差し押さえ:主に預金、不動産など)(筑前町) ・9月~5月まで税務課と住民課で特別徴収、電話催告を実施している。(二丈町) ・税・福祉・下水道課と連携し情報の共有を図っている。(大刀洗町) ・税務課職員と一緒に滞納世帯を夜間訪問し、納付を促す。(5月、8月、12月、3月)(黒木町) ・短期保険証の発行を行い税の納入を促す。(立花町) ・介護保険、保育料担当課と連携を図り、情報を共有し、催告等を行っている。(広川町) ・国保税収納の税務担当課と住民福祉課(国保給付、福祉)と連携し情報の共有化を図っている。(矢部村) ・短期保険証を交付し、滞納者と接触の機会を増やす。また、住民窓口と連携し情報の共有を図る。(星野村) ・税務課・福祉事務所などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期保険証で有効期限が切れている世帯に、文書を送付し納税相談を行うよう促す。(みやま市) ・税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(香春町) ・収納対策室を中心とした、徴収業務の有る課同士での情報共有。(福智町) ・歳入推進課を中心に滞納者の調査等を実施し、他課と連携し情報の共有を図る。(川崎町) ・税・福祉・水道などの担当課と連携して情報の共有を図る。(大任町) ・担当課と連携し、情報の共有と訪問徴収を行う。(赤村) ・短期保険証の窓口交付を実施、文書催告時に納付相談を案内。(苅田町) ・税務課(国保税の賦課・徴収担当課)、住民課(住民異動、町営住宅担当課)との連携を図り、状況把握と情報共有に努める。(上毛町)
<p>子供のいる世帯に対する特別な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者において住民税非課税世帯(未申告世帯以外)で納税相談に応じて申請があれば、就学前の子のみ保険証を発行している。未申告世帯には申告の勧奨を行っている。(飯塚市) ・乳幼児世帯については、資格証明証の発行を原則行っていない。(嘉麻市) ・子どもが学校行事等で保険証を必要とする場合は、申請により対象者のみその期間の保険証を交付する。(春日市) ・修学旅行などに保険証のコピーを持参しなければならないと相談を受けた場合は短期証を交付。(志免町) ・分納誓約や一部納付にて短期証を発行し、資格証の発行はできるだけ控える。(久山町) ・資格者証該当者でも、乳幼児・重度障害者・母子医療受給者には被保険者証発行。その取扱後、資格者証発行人数 乳幼児:0人、小学生13人、中学生9人(岡垣町) ・修学旅行等で、学校に被保険者証を持って行く場合は、期間を限定し、交付する。(黒木町) ・実情を把握するために、必ず訪問を行う。(矢部村)
<p>特別な事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資格証明書交付予告通知時に、弁明書、特別事情届書、公費医療等届書を同封し、届け出を求めている。また、資格証明書更新時にも、催告書に同様の届書を同封し、交付後の把握も行っている。(福岡市) ・選定会議を実施し、判定を行う。(大牟田市) ・資格書にする前段階において弁明書の提出案内文書に特別な事情がある場合は申出をするよう告知している。(久留米市) ・国民健康保険被保険者資格証明書交付決定委員会を開催し、判定を行う。(柳川市) ・文書催告に従い世帯主より、滞納状況について「特別な事情」がある旨の申出がある場合、庁内で資格審査会を開催し内容を審査した上で、「特別な事情」を認定するものについては短期保険証の継続切替・資格証明解除の取扱いを行っている。(豊前市) ・国保資格者認定審査会にて、判定を行う。(小郡市) ・税務課収納係と協議する。(志免町) ・村長・副村長・財政課長・国保担当課長・担当で判定を行う。(矢部村) ・みやま市国民健康保険短期被保険者証及び国民健康保険被保険者資格証明書交付事務審査会要領を策定しており、特別な事情の有無の判断を行う。(みやま市)

資格証明書の発行に関する調査（平成20年9月15日現在）

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						都道府県番号(41) 都道府県名(佐賀県)															
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	資格証明書を発行する前に、滞納者と接点を図る取組														
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数		文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 表紙催告	時間外 訪問	その他							
001	佐賀市	33,192	3,631	○	904	92	21	67	61		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
002	唐津市	20,649	3,035	○	274	17	5	11	7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
003	鳥栖市	8,422	2,255	○	100	1	0			世帯数20年23日現在 滞納世帯数20年15日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
004	多久市	3,257	410	○	71	8	3	6	5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
005	伊万里市	3,065	1,512	○	221	15	1	17	6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
006	武雄市	7,333	571	○	0					平成20年8月31日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
007	鹿島市	4,906	684	○	139	20	7	19	10	世帯数平成20年8月31日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
014	神埼市	4,394	387	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
016	吉野ヶ里町	1,893	163	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
020	基山町	2,184	138	○	5	0	0	0	0	世帯数は9月1日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
021	みやき町	4,058	371	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
024	上峰町	1,038	152	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
025	小城市	5,676	1,155	○	34	2	1	1	1	平成20年8月1日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
035	玄海町	1,196	93	○	33	5	4	2	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
038	有田町	3,239	521	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
042	大町町	2,151	159	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
043	江北町	1,249	273	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
044	白石町	3,744	312	○	0					平成20年9月2日現在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
047	太良町	1,911	90	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
048	嬉野市	4,568	683	○	46	1	0	1	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都道府県合計		124,125	16,605	20	1,827	161	42	125	93		20	19	20	7	9	19	20	12							

滞納者と接点を図るための具体的な取組	<p>税・福祉の担当課と連携し情報の共有を図る。(唐津市)</p> <p>税務課と連携し情報の共有を図る。(多久市)</p> <p>福祉、住宅、(下)水道担当課と連携し、情報の共有を図る。(伊万里市)</p> <p>税・福祉・水道担当課等と連携し、情報の共有を図る。(武雄市)</p> <p>国保税相談会の実施(鹿島市)</p> <p>福祉担当課と連携し、納税相談を実施している。今年度は、相談に応じない人に対し交付する。(神埼市)</p> <p>短期保険証(3月又は6月)を交付し、税務課と連携しながら必ず納税相談を実施している。(吉野ヶ里町)</p> <p>徴収担当課と連携し、情報の共有を図る。差し押さえの実施。(基山町)</p> <p>税・町営住宅、水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(上峰町)</p> <p>税務課及び収納対策課と連携し情報の共有を図る。又、月2回窓口の夜間相談を行っている。(小城市)</p> <p>税・保健介護・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(玄海町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(有田町)</p> <p>副町長を会長として収納対策協議会を開催し、関係各課と連携して全庁体制で取り組む。(大町町)</p> <p>各担当課と連携し情報の共有を図る。(江北町)</p> <p>管理課を職員し、夜間訪問徴収を実施している。(太良町)</p> <p>収納対策担当者(市民税務課)が年末、年度末に臨戸し納税相談を実施する。(嬉野市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>福祉の担当課と連携し滞納の把握に努める。(唐津市)</p> <p>小学校就学前の子どものいる世帯は資格証明書交付除外(鳥栖市)</p> <p>悪質でない限り、資格証明書交付等審査委員会の判定で却下し、短期証に交えている。(多久市)</p> <p>住民基本台帳を確認する。(上峰町)</p> <p>約束日、必ず訪問を行い、実情を把握する。(玄海町)</p> <p>乳幼児には資格証明書の交付をしていない。(江北町)</p> <p>収納対策担当者(市民税務課)が年末、年度末に臨戸し納税相談を実施する。(嬉野市)</p>
特別の事情の有無の判断のための特別な取組	<p>資格証明書交付等審査委員会を設置し、判定を行う。(多久市)</p> <p>判定にあたっては、国保税徴収担当課、医療保険担当課、両課の決裁による判定を行う。(伊万里市)</p> <p>第三者委員会を設置し、判定を行う。(上峰町)</p> <p>面談により特別事情の提出があれば交付し、送達が必要な場合は関係課と協議し判断を行う。(小城市)</p> <p>資格証明書交付等審査会において資格証の発行の判定を行う。(玄海町)</p> <p>副町長・関係課長等で審査し、判定を行う。(江北町)</p> <p>副町長を始め、税務主管部・課長、国保主管部・課長係長で構成された「資格証明書交付等審査会」において判定を行う。(白石町)</p>

- 記入上の注意**
- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を入力すること。
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を入力し、「日付」の欄にその日付を入力すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
 - 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険者の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加えている世帯に限る。)をいうこと。
 - 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
 - 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
 - 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
 - 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
 - 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
 - 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接点を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
 - 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別の事情について説明した文書(催告書)に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
 - 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
 - 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
 - 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
 - 「その他」については、他に接点を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接点を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
 - 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
 - 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
 - 都道府県は「滞納者と接点を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。